

提出用

農地等の所在場所を登記事項証明書等の表示に従って、地番まで記入します。

農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書

贈与者の氏名 田中 太郎
 生年月日(明・大・昭・平) 5年 6月 28日

受贈者の氏名 田中 三郎

私(受贈者)は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定による農地等についての贈与税の納税猶予の適用を受けます。

○農地等の明細についてはこの計算書に書ききれない場合は、この計算書を追加して記入してください。

I 納税猶予の適用を受ける農地等の明細				面積	単価	価額
田・畑 採草放牧地 準農地の別	地上権、水小作権、 使用貸借による権利、 賃借権(耕作権)の 場合のその別	所在場所	固定資産税 評価額			
田		長野市00町 121番	1.012 126.500円	13 円倍	1,644,500円	
"		" 122番	1.012 126.500	13	1,644,500	
"		" 123番	1.012 126.500	13	1,644,500	
"		" 124番	744 93,000	13	1,209,000	
"		" 125番	858 107,250	13	1,394,250	
"		" 126番	1.012 126.500	13	1,644,500	
(計)			(5.650)		(9,181,250)	
畑		長野市00町 731番	1.058 69,828	19	1,326,732	
"		" 732番	1.058 69,828	19	1,326,732	
"		" 733番	1.042 68,772	19	1,306,668	
"		" 734番	1.642 108,372	19	2,059,068	
(計)			(4.800)		(6,019,200)	
合計			10,450㎡	③	15,200,450	

II 納税猶予税額の計算			
農地等以外の財産に対する贈与税額の計算		差引税額の合計額 (申告書第一表の⑩の金額)	⑥ 6,300,000円
農地等以外の(申告書第一表上欄のA)財産の価額の①の金額	① 3,000,000円	相続時精算課税の差引税額の合計額 (申告書第一表の⑨の金額)	⑦
配偶者控除額(申告書第一表の②の金額)	②	農地等以外の財産に対する贈与税額(⑤+⑦)	⑧ 190,000
基礎控除額	③ 1,100,000	④に対する税額 (申告書第一表(控除)の裏面の速算表を使って計算します。)	⑤ 190,000
農地等以外の課税価格(①-②-③) (1,000円未満の端数は切り捨てます。また、この金額が1,000円未満のときは、その金額を切り捨てます。)	④ 1,900,000	納税猶予税額 (⑥-⑧)	⑨ 6,170,000

(平成22年分以降用)

「面積」欄には、田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの面積を記入します。

なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、「合計」欄には、それらの合計面積を記入します。

「固定資産税評価額」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、固定資産税評価額を記入します。

「倍数」欄には、固定資産税評価額を基として評価する農地等について、その固定資産税評価額に掛ける一定の倍率を記入します。

「単価」欄には、固定資産税評価額を基として評価することになっていない農地等について、その1平方メートル当たりの価額を記入します。

田、畑、採草放牧地及び準農地の各筆ごとの価額を記入します。

なお、田、畑、採草放牧地及び準農地ごとにそれぞれ「計」を付すとともに、④の「合計」欄にそれらの合計額を記入します。

申告書第一表の⑫
(42ページ参照)
に転記します。

申告書第一表の⑪
(42ページ参照)
から転記します。

平成 23 年分 農地等の贈与に関する確認書

1 農地等の受贈者

住所	長野市〇〇町××番地	氏名	田中 三郎
----	------------	----	-------

2 前年以前の農地等の贈与の状況

次のいずれか該当する項目の□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。
- 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。

3 本年における農地等の贈与の状況

次に該当する場合は□の中に✓印を記入してください。

- 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。

4 採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地の面積の計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

5 準農地に関する事項 (今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。)

贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積	①	m ²
贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるものの面積	②	m ²
①の面積と②の面積の合計 (①+②)	③	m ²
③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$)	④	m ²
贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地の面積 (「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の合計を記入します。)	⑤	m ²

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

上記の事実に相違ありません。

平成 24 年 2 月 8 日

農地等の贈与者

住所 長野市〇〇町××番地 氏名 田中 太郎 

(平成21年分以降)

平成22年12月31日以前の農地等の贈与の状況について、該当する区分に応じて□に✓印を記入します。

今回の贈与以前に「採草放牧地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

今回の贈与以前に「準農地」を所有したことがない場合には記入する必要はありません。

書 き か た 等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入のうえ、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
 - (1) 平成21年12月15日以前に行われた農地等の贈与に係る「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び租税特別措置法施行令第40条の6第2項に規定する遊休農地に該当するものを除きます。）をいいます。

(注) 1 **特定市街化区域農地等**とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域に所在するもの（都市営農農地等に該当するものを除きます。）をいいます。

2 **都市営農農地等**とは、都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在するものをいいます。ただし、生産緑地法第10条又は同法第15条第1項の規定による買取りの申出がされたものを除きます。
 - (2) 平成21年12月15日以後に行われた農地等の贈与に係る「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する農地**」とは、贈与者が農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条の規定による通知（農地法第32条ただし書の規定による公告を含みます。）に係る農地に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (3) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地**」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）をいいます。
 - (4) 「**租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地**」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

《事例6の添付書類》

この農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合には、贈与税の申告書に次の表に掲げる書類を添付して提出しなければなりません。

添付書類	
1	この特例の適用を受ける旨、特例の適用を受ける農地等の明細及び納税猶予税額の計算に関する明細を記載した書類（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」（43 ページ参照）に必要な事項を記載してください。）
2	農地等の贈与者及び受贈者がこの特例の適用を受ける要件に該当している旨の 農業委員会の証明書
3	受贈者が贈与者の推定相続人であることを証する書類（例えば、 戸籍の抄本 など）
4	農地等のうちに平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市（東京都の特別区を含みます。）の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の 市長（区長）の証明書
5	準農地についてこの特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の 市町村長の証明書
6	担保として提供しようとする財産の明細書その他担保の提供に関する書類
7	贈与の事実を証する書類（例えば、贈与契約書など）
8	贈与者が租税特別措置法施行令第40条の6第1項に規定する個人に該当する旨を明らかにする贈与者の書類で次に掲げる事項の記載のあるもの（「平成 年分 農地等の贈与に関する確認書」（44 ページ参照）など）
	① 贈与者が今回の贈与の前年以前にその農業の用に供していた農地をその者の推定相続人に対し相続時精算課税の適用に係る贈与をしていないこと。
	② 今回の贈与の年中に今回の贈与以外の贈与により、農地及び採草放牧地並びに準農地を贈与していないこと。
	③ 次に掲げる採草放牧地及び準農地の面積
	A 贈与者が今回贈与をした採草放牧地
	B 贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた採草放牧地
	C 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した採草放牧地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの
	D 贈与者が今回贈与をした準農地
E 贈与者が今回の贈与の日までに有していた準農地	
F 今回の贈与の前年以前に贈与者が贈与した準農地のうち相続時精算課税の適用を受けるもの	
④ Aの面積が、Bの面積及びCの面積の合計の3分の2以上となること。	
⑤ Dの面積が、Eの面積及びFの面積の合計の3分の2以上となること。	